

## 火取法技術基準等の見直し要望リスト(案)

※本要望リストは、鉱山・火薬類監視官付で関係企業・団体からヒアリングしたものをまとめたものである。  
今後、要望内容に誤認や追加がある場合は、お知らせ頂くよう関係企業・団体へ周知していく予定。

	事案(項目)	要望	関係法令・規則等 (告示、技術基準等)	改善にあたり試験データ等 の必要性の有無	特記事項
1	譲渡・譲受	譲渡又は譲受の許可に対する都道府県知事の許可について、法17条第1項第6号の適用範囲が不明確なため、明確にして欲しい(一般土木と同様に施工業者が独自に譲り受けた火薬類を鉱山に持ち込めるよう「事業」に盛り込んで、欲しい)	法第17条第1項第6号		
2	移動式製造設備	移動式製造設備の火薬類取締法と消防法の二重規制について、硝安油剤爆薬の原料(酸化剤と可燃剤)が消防法で混載不可となっている。両法規制の整合性を考慮し、消防法を適用除外としていただきたい。			
3	移動式製造設備	移動式製造設備の定義と製造する最大数量(1日の消費見込量以下)を緩和して、定置式と同様に製造した硝安油剤爆薬を火薬庫へ貯蔵(翌日以降の消費)可能として欲しい	規則第4条の2第1項第1号		
			規則第5条の2第1項第1号		
4	移動式製造設備	(移動式製造設備に係る規制緩和)移動式製造設備にて製造された爆薬を火薬庫入庫可とする。	規則第5条の2第1項第1号		
5	移動式製造設備	移動式製造設備のディーゼレ車の基準について、燃料、排気管等の車両設備にかかる項目や基準の見直し、規制緩和を行って欲しい	平成11年通告第302号第5条		
6	移動式製造設備	(移動式製造設備に係る規制緩和)危険間隔内を『火気厳禁』とし、移動区域は原則『火気取扱い可』とする。	規則第4条の2		
7	移動式製造設備	硝酸アンモニウム系爆薬の移動式製造設備について、簡易な製造工程と高い安全性を考慮の上、移動式製造設備限定の硝酸アンモニウム系爆薬製造保安責任者の新資格を設けて頂きたい。	法第30条、31条、規則第68条、74条		
8	製造保安責任者試験	(火薬製造保安責任者区分の規制緩和)特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造資格の一つに、現行の製造保安責任者資格試験から範囲を限定した資格を新たに設ける。	法第31条、規則第68条		
9	下請業者による製造	「火薬類の製造は、許可を受けた者でなければすることができない」とあるが、製造工程の一部について、製造業者の管理の下、下請業者により行う製造作業については実施を認めていただきたい。	法第4条		
10	運搬車	蓄電池式の運搬車にホークリフトがあるが、蓄電池を50ボルト以下とすると能力2tまでとなる。(48ボルト)能力2tでは、不十分であり、それ以上の能力のものは、72ボルト仕様になる。安全を担保するためには、使用電圧規制が必要か検討する必要がある。また、耐震式及び強度・絶縁能力確保の方法もいろいろと考えられる。	規則第4条第1項第27号		
11	危険工室の窓、出口	窓出口の金物の材質などで、摩擦感度の低い含水爆薬、硝安油剤爆薬のみ除外されて火工品に関しては対象にされていない。	規則第4条第1項第11号		

12	危険工室の静電気	「静電気により爆発又は発火する虞のある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること」とあるが、実際の静電気対策と言う観点から考えると、入室前に除電しても作業者の歩行や実際の作業により直ぐ帯電してしまう。実際の除電は、床及び作業者の靴を導電性のものにしてリアルタイムで、除電を行ったり、リストスタートを使用したり、使用する機器類に帯電防止措置をしたりしている。従って、ここでの記載は、例えば「静電気により爆発又は発火する虞のある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための有効な措置を講じること」とした方が、より現実的である。	規則第4条第1項第22号の6		
13	工程別管理	No.1工室で実施する工程がNo.1からNo.10までの火工品の組立作業があるとします。この工程の内No.3までは無火薬作業で、No.4から火薬作業となる場合でも、現状では工程全てについて、使用する設備、作業方法について許可を取得しています。 この場合、工程No.3までの作業については、規制不要と考えられないか。(設備としては、作業台と同等の扱い)	規則第4条		
14	製造変更許可	設備を新設する場合、壁、天井等に配管(水、エア、蒸気、油等)のための穴を空ける必要があるが、穴あけ後配管により埋まってしまうものに関して現在は、建物の改造として申請しているが、実際には建物強度にも影響なく配管後埋まってしまうものに関しては、規制不要ではないか。	法第10条、規則第7条、第8条		
15	製造変更許可	設備(機械)に関して法的に求められているものは、その設備の性能に関することであるため、ある程度説明できる図面を添付する必要がある。その結果、直接性能に影響の無い部分の変更(付属部品の位置の変更等)でも図面が変更になる場合は、変更申請をしている。このような場合の変更申請は不要ではないか。 (※軽微な変更の届出で良いのでは)	法第10条、規則第7条、第8条第8条		
16	危険工室	完成された火工品しか取り扱わない場合、火工品組立工室等の新規分類整備を行い、この工室に対し、他の工室より規制が緩和できるよう、整備の検を願いたい。(危険工室とは爆発または発火の恐れのあるものであって、発火の危険がある工室として運用している。)	規則第1条第1項第5号		
17	保安距離、保安間隔	一次火工品から二次火工品への変形しか伴わない場合、不慮の発火時、火工品自体の危害範囲を、その保安距離として欲しい。	規則第4条第1項第4号、第4号の2		
18	保安距離、保安間隔	危険工室の外壁、天井等がこの火工品の最大停滞数量の火工品作動時、耐えうる堅固な構造であれば、工場外の保安距離を緩和してほしい。	規則第4条第1項第4号、第4号の2		
19	危険工室	一次火工品から二次火工品への変形しか行わない場合、延焼等の災害拡大の恐れは少なく、変形開始から完成まで、接続した工室で実施したい。	規則第4条第1項第8号		
20	危険工室の窓、出口	防衛秘密等の関係上、どうしても外開きにできず、引き戸とすることしかできない場合、非常時にその引き戸が容易に開閉できる構造を持つことで、使用可能として欲しい。	規則第4条第1項第11号		
21	危険工室の窓、出口	鉄と接する部分について、一次火工品から二次火工品への変形しか行わない場合、火薬や爆薬粉が粉じん等となって舞うおそれはなく、材質までの規程は緩和してほしい。	規則第4条第1項第11号		
22	危険工室の窓、出口	一次火工品から二次火工品への変形しか行わない場合、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げだけではなく、火工品に対し安全であればその他の施工も認めてほしい。	規則第4条第1項第13号		
23	危険工室の原動機	一次火工品から二次火工品への変形しか行わない場合、火薬、爆薬の粉じん等は発生せず、原動機による災害の危険はない。また、自動組み立て設備の導入等、組立効率化や無人化による災害防止の観点から、原動機、特に電気モーター類は使用可能として欲しい。	規則第4条第1項第14号		

24	危険工室の機械	一次火工品から二次火工品への変形しか行わない場合、火薬、爆薬の粉じん等は発生せず、鉄類の接触による火花により着火に至るケースは存在しないため、金属表面の必要最低限の露出は認めてほしい。	規則第4条第1項第15号		
25	危険工室の照明設備	一次火工品から二次火工品への変形しか行わない場合、火薬、爆薬の粉じん等は発生せず、直接照明設備に火薬類が触れることがない。このため、防爆構造でなくとも、使用可能として欲しい。	規則第4条第1項第18号		
26	危険工室の天井、内壁	一次火工品から二次火工品への変形しか行わない場合、火薬、爆薬の粉じん等は発生せず、これら火薬類の粉対策となっている本基準の緩和を火工品組立工室に限って認めてほしい。	規則第4条第1項第22号		
27	運搬車	火工品しか取り扱わない場合、排気ガスの温度等の影響で火薬類が着火する危険性は低く、蓄電池車、ディーゼル車と制限するのではなく、排気ガスを冷却したのちに排気する構造を運搬車に取り付ける等の対策で、ガソリン車等も使用可能として欲しい。	規則第4条第1項第27号		
28	火薬類の取扱い	その日のうちに使用しなかった火工品は火薬庫へ戻す件について、火工品の安全が確保でき、さらに火工品が不慮発火した場合でも、その周囲へ危害が及ばない金庫等であれば、一時保管可能としたい。	規則第51条第1項第14号		
29	庫外貯蔵	法定備品等、国土交通省等が指定する安全基準を満たした構造をもった火工品に対しても、一律に規制がかかっており、こうした安全基準を満たしたものは規定数量の緩和等を認めてほしい。	規則第15条		
30	庫外貯蔵	法定備品として公的機関より安全性が確保されている火薬類を貯蔵する場合、最大停滞量となる火薬類が燃焼した際、その貯蔵区画外へ延焼、破損等の災害を起こす恐れがない場合、その停滞量の薬量を貯蔵可能とする。	規則第15条条		
31	庫外貯蔵	法定備品で国交省等で規格化され安全性が確認されているものは、基本的に盗難防止策が施されていれば良いとしたい。(例:「イ、ロ、へのみ」等、明確にしていきたい。)	規則第16条第1項第4号		
32	貯蔵上の扱い	目的外貯蔵の禁止について、適用除外と云えど、火工品が火薬を内包している化学的事実は不変であり、その保安上の観点からも、適用除外火工品であれば、火薬庫へ貯蔵可能としたい。	規則第21条第1項第3号		
33	無許可消費	新型ロケットエンジン開発等の科学技術振興のための実験(火薬類の実験ではなく、エンジンのための実験等)についても、理化学上の実験と解釈したい。(現行法では火薬類自身の実験についてのみ対象となっている。)	規則第49条第1項第1号		
34	自衛隊法	対象火工品の所有権の移転もなく、防衛省の管理・監督下で、防衛省が整備した手順書に従い作業する場合、弊社の作業は自衛隊法適用とみなしてほしい。	法第4条		
35	製造	ユニットとして完成した火工品をロケット等機体に取り付ける作業は、現行の製造許可とは別の範疇で行えるようにする。	法第3条		
36	製造	製造者の管理下で作業を行う者は、従業者と見做せるように明記する。(参考:規則第六条七には「協力会社の作業管理」を危害予防規程に定める旨明記されている。)	法第3条、4条		
37	譲渡・譲受	ロケット打上のように製造業者でも販売業者でもないが、所定の基準を満たす組織であれば譲渡、譲受許可を省略できるようにする。	法第17条		
38	包装	現行法では、容器包装に関して、①製造時の収納、②自動車輸送、③鉄道輸送の3種類の規定があり、それぞれほぼ同じだが、細部が微妙に異なる。よって、3種類の規定を1つに統一する。どうしても個別に必要な事項のみ、それぞれの規定に記載する。(例:①にて基本的要件を規定し、②、③は個別の追加要求のみとする。)	規則第5条第1項第20号		

39	所持者	火取法の適用において、消費を行う者はその火薬類の物理的所持だけでなく、権利上の所持も有していることが求められ、そのように運用しているが、煩雑な手続きが発生する場合がある。消費に関しては物理的所持を基準に運用する。譲受・譲は物理的な移動を基準に行うものとし、必ずしも権利上の所有権譲渡と一致しなくてもよいものとする。	法第17条、21条、25条		
40	試験	火薬類の試験を行う場所として「爆発試験場」「燃焼試験場」「発射試験場」が定められているが、「爆発」「燃焼」「発射」以外の火薬類がそのまま残る試験(例 衝撃試験、耐圧試験など)の実施場所については規定がない。そのため、これら試験は製造と位置付けられ、わざわざそれ専用の工室を建設しなければならない。「爆発試験場」「燃焼試験場」「発射試験場」において、直接「爆発」「燃焼」「発射」を伴わない試験も実施できるように規定する。万一の発火等考慮したとき、それら試験場で行う方が安全上も望ましいと考えられる。	規則第4条		
41	運搬車	一定の基準を設けたガソリン車も使用可能とする	規則第4条第1項第27号		
42	目的外作業の禁止	危険のない範囲内、たとえば工室内に火薬類が存置していない場合などを条件に、非火薬品の製造に工室内設備を活用できることとする。	規則第5条第1項第14号		
43	廃棄	製造中に発生した廃棄は「発生したその日のうちに廃棄」と規定されているが、毎日一定の作業工数をこれに充てねばならず、効率が悪い。安全上問題のない期間内での廃棄とする	規則第5条第1項第15号		
44	最大貯蔵量	最大貯蔵量は一級火薬庫で火薬80トンであり、これを超える場合は特認申請が必要である。最大貯蔵量を大きくするか、あるいは貯蔵量に応じた所定の保安距離が確保できれば、それ以外特別な処置がなくても特認が得られるようにする。	規則第20条		
45	貯蔵上の扱い	火薬庫には火薬類以外のものを貯蔵できないため、適用除外火工品を置くことができない。そのため、わざわざ別の保管庫等を準備する必要がある。安全上の懸念事項はないので、適用除外火工品で、あっても火薬庫への貯蔵は可とする。	規則第21条第1項第3号		
46	貯蔵上の扱い	安全に段積み可能な包装容器を用いる場合にあっては、段積み可とする。	規則第21条第1項第8号		
47	避雷装置	工室、火薬庫の避雷装置については通産省告示228号に定められているが、同告示は旧JISに相当するものである。現在の建築基準法ではJISA 4201-2003に改められており、火取法と矛盾が生じている。(新旧どちらのJISを使用してもよいことになっているが、都道府県の条例では新JIS使用を指導している場合が多い。)よって、同告示を、新JIS対応に改定する。	規則第30条		
48	消費の技術基準	規則第50条以降の消費の技術上の基準は、「その他の事業」を包含することになっているが、実質は発破作業に関する規定であり、その他の消費作業には内容がそぐわない。「その他の事業」に関しては、必要な項目を指示するものとする。	規則第50条		
49	静電気	工室の入口の放電板等で除電しても、工室床面が不導体または作業者の靴底が不導体であればすぐに帯電してしまうので、ほとんど意味がない。床と靴を導電化する等により作業者を接地することこそが有効である。書はないようであるが、除電したので大丈夫と誤解すれば逆に危ない。静電気対策については、工室内での身体の接地に関するものが他の条文にもない。(22の5号は設備の接地、22の5の2は雷薬と淹剤に限定)	規則第4条第1項第22号の6		
50	運搬車	運搬車について、現在は、左記の消焰装置設置のための改造について、排ガス規制のためメーカーは対応していない。改造することによりメーカーが保証している排ガス値に疑義が生じてくる。排ガス規制との兼ね合いをどう考えるか。	規則第4条第1項第27号		
51	貯蔵上の扱い	火薬庫内での荷造り等の禁止について、ファイバ板箱は一般的でないので、条文の趣旨(安全に開梱できるものは除く)が分かり難い。	規則第21条第1項第6号		
52	貯蔵上の扱い	最高最低寒暖計の「寒暖計」の表現は古い。「温度計」とすべき。	規則第21条第1項第7号		

53	貯蔵上の扱い	この条文では「枕木」に限定されているのはなぜか。5条25の一時置場では「枕木またはすのこ」になっている。どちらでもよく、かつ「枕木またはすのこ」以外でも目的を満たせばよい。性能規定(例:床面に直置きせず、枕木またはすのこ等で間隔をあげ、その上に平積み)していただきたい。	規則第21条第1項第8号		
54	避雷装置	消防法危規則ではJISA4201に準ずるように改正されている。(回転球体法)火取法でもJIS規格を採用してはどうか。	規則第30条		
55	発破	平成16年経済産業省告示122号で、「特定硝安アンモニウム系爆薬」にはJISK4801(1994)に規定する硝安油剤爆薬、及びJISK4800(2000)に規定する含水爆薬であって、かつ、酸化剤として過塩素酸塩類又は塩素酸塩類、気泡剤としてガラス中空体、樹脂パールン等の微小中空粒子及び金属粉等の鋭感剤を含まないものが規定されている当該告示は移動式製造設備で製造する安定度が高い火薬類として定義されるものであり、固定式製造設備で製造された含水爆薬(JISK4827(2004))は該当しない。	規則第53条第1項第9号		
56	無許可消費	理化学上の実験は400g以下となっているが、実験のN数、組成、実験条件を増やすと400gを超えてしまう。その場合は許可を得て誌製のレベルで実施することになるが、時間と手間がかかる。そこで、「製造許可を受けたものが実施する実験については、400g以下/バッチ、又は400g以下/日とする」等の基準にさせていただくと助かる。	規則第49条第1項第1号		
57	運搬車	自動車技術は向上しており、ガソリン車がディーゼル車に比較し、危険とは考えられない。また、蓄電池車の使用が定められているが、現在の電気自動車技術も向上しており、危険とは考えられない。ガソリン車、電気自動車の使用を可としたい。	規則第4条第1項第27号		
58	定員、工程	異種火薬類の製造は同時に実施できないため、別々に製造を実施している。その際、異種に当たる火薬類、部品等を工室外に搬出している。よって、要望としては、異種火薬類であっても同時に作業を行いたい。 ⇒自動車用エアバッグガス発生器(28)の製造を安全サイドとなるその他の火工品(29)で製造する。 ⇒当該火工品について、特則承認を受け、(28)として製造(現法規上認められる)特則承認を受ける際に多くの時間を要するため、時間を短縮できないか。 ⇒告示で火取法適用除外となっている自動車用火工品及び同等の火工品を告示第58号の別表エアバッグガス発生器(28)に加える。	規則第5条第1項第3号		
59	定員、工程	自動車用エアバッグガス発生器(28)の工程はその他の火工品(29)に比べ安全性が認められたため、新に追加されたが、保安間隔については緩和されておらず、爆薬と同等レベルのK値が3.0となっている。K値を1.0とし、火薬のみを使用した火工品「15」を削除したい。	規則第5条第1項第3号		
60	定義	法第2条及び規則第1条の2、第1条の3はいずれも品目指定に近く、該当しないものがでてきた時には分類できない。よって品目指定ではなく、何らかの試験を実施して、判定する項目を規則に追加したい。例えば国連勧告試験結果や、起爆感度試験結果など。	法第2条		
61	完成検査	現在、完成検査を受け問題ないことを確認できているが、完成検査証が発行されるまでの間は当該設備の使用ができない。(2~3日製造ができない) 消防による危険物施設の完成検査の場合、検査終了後に仮使用許可証(査察結果通知書)が発行され、設備使用が可能となる。同様な対応が出来るようにならないか(法または規則)に明確にできないか)	法第15条		
62	製造変更許可	自動車用エアバッグガス発生器の製造ラインのような場合、どのレベルまでの申請が必要なのかの判断が難しい。火薬類の安全性に影響を及ぼさない微少な変更に関しては、事後の届出(軽微変更届)で対応することはできないか。	法第10条		
63	廃棄	安全に廃棄をする観点で考えた場合、製造メーカーが自社で製造した火薬を廃棄することが最も安全であり、以下条項の内容変更をすべき。 「…製造業者が製造中に生じた火薬類の廃棄を製造所内で廃棄する場合はこの限りではない。」⇒「…製造業者が製造した火薬類の廃棄をその製造所内で廃棄する場合はこの限りではない。」	法第27条		

64	目的外作業の禁止	火工品について振動試験等の環境試験を実施するが、非火工品を同様の試験条件で実施することがあり、外部試験機関を利用している。万一、火工品と非火工品がコンタミした場合においても、非火工品が存在することによるリスクは非常に小さいと考えられる。よって、特別条項に加えて欲しい。	規則第5条第1項第14号		
65	試験	試験製造を実施する場合は、試製工室にて申請し、製造を実施している。新規用途や用途外使用品の製造の場合には、申請を行い、許可を受けた上で実施している。一方、理化学上の実験であれば、学校、研究所、企業で無許可数量以下であれば実施でき、かつ危険工室での実施ではない。理化学上の実験レベルにおいて、危険工室にて試験製造を行う場合、申請、許可を受けることなく実施することはできないか。	規則第5条第1項第19号		
66	適用除外	防衛用に使用される火工品は、火工品の機能、外殻構造、内部構造等の書類審査のみとする。	規則第1条の4第1項第7号		
67	適用除外	不時作動時、誤使用時におけるリスクアセスメント評価を実施	規則第1条の4第1項第7号		
68	適用除外	既に適用除外を受けている火工品であって、構造、薬種、薬量等が同じであり、使用用途が明確になっているものは、機械的に適用除外を認める。	規則第1条の4第1項第7号		
69	無許可消費	開発品の消費などは理化学上の実験の無許可消費で対応できるが、実際の消費地で様々なデータを取得するために量産に向けて連続的に試験すると無許可消費の範囲を超えてしまい消費許可が必要なことから、開発速度が低下してしまうため、当該火薬類の種類製造許可を得ている製造業者であれば、消費の無許可、数量無制限でも保安上問題ないのではないか。よって、規則第49条第1項第1号に「製造業者はその許可を得た火薬類(開発品含む)の消費をする場合は、無許可とし、かつ数量は無制限とする」という表現を追加する。	規則第49条第1項第1号		
70	無許可消費	規則第49条第1項第6号に「飛行場等で人命の安全を確保する目的で消費する場合には、空包、煙火の消費須量無制限とする」という表現を追加する。	規則第49条第1項第6号		
71	無許可消費	規則第49条第1項第6号に「飛行場、居住地域に現れた有害鳥獣を駆除する場合は無許可消費」という表現の条文を追加する。	規則第49条第1項第6号		
72	譲渡・譲受	法第17条第1項第2号に「ただし、販売業者が消費者へ販売したものが使用不適なもの(不良品)であった場合は、消費者が販売業者へ譲り渡す際の許可は不要とする」という表現のただし書き等を追記する。	法第17条第1項第1号、第2号		
73	火薬庫の所有又は占有	規則第13条のただし書きに、火薬庫の代わりに火薬庫外貯蔵所の所有でも対応できるように追記	法第13条		
74	火薬庫外貯蔵	告示51号の貯蔵項目に、告示58号製造細目告示における製造する火薬類の種類(29)の「その他の火工品」を追加し、広く有効利用できるようにする(庫外貯蔵に見合わない火工品を逆に品目指定する。)	規則第15条		
75	消費の技術基準	規則で具体的に示されていない火薬類の消費に際しての基準(都道府県が認めた方法など)を明確化	規則第50条		
76	工室と他の施設	「主として2工室以上を渡り廊下によって連結される場合を考えている」ので、「並びに～をいう。」を削除し、基準を緩和してほしい。	規則第4条第1項第9号		
77	木造建築物	「危険工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること」に、ただし書き「ただし、コンプレッサ一室等通常人が立ち入らない建築物はこの限りではない」を追加してほしい。	規則第4条第1項第21号		

78	静電気	「入口」を「必要な箇所」に変更する。	規則第4条第1項第22の6号		
79	携帯電灯	「危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと」となっているが、近年、携帯電灯以外に化学発光方式のものがある。(ケミホタル等)火気の安全が確認されたものは携行可能としてほしい。	規則第5条第1項第7号		
80	目的外作業の禁止	稼働の低い工室の活用を促進するために、製造施設等変更許可を取得することを条件に、危険工室においても、非火薬の作業をしたり、他作業を行うことができるようにしてほしい。例えば、火工品の完成までの一貫製造などができるようにする。	規則第5条第1項第14号		
81	廃棄	「これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、」削除を検討してほしい。	規則第5条第1項第15号		
82	工室内存置	「見張をつける等」となっているが、「又は警鳴及び通報装置」を追加してほしい。現在は、セコム等警備会社との警備契約ができる。	規則第5条第1項第27号		
83	定義	「火薬類分類試験方法」を作成し、火薬/非火薬(適用除外)の判定ができるようにする。	法第2条		
84	定義	試験能力及び公平性を考慮して、試験機関を指定する。	法第2条		
85	軽微な変更	軽微な変更届の適用範囲を広げて欲しい。	規則第8条		
86	包装	告示第149号火薬類の容器包装について、新規容器包装を作成する時に仕様を決めれば、5年毎の試験は不要として頂きたい。	規則第5条第1項第20号		
87	保安物件	火薬庫周辺にメガソーラーが設置されることによる保安距離不足の発生。貯蔵量の減少もしくは廃庫、移転の危機。	規則第1条第1項第3号		
88	保安距離	火薬庫近隣の新たな保安物件(後日時を経て住宅棟が建設されたりすることで)の為、貯蔵量を減らさざるを得ない。火薬庫存続にも関わるため、保安距離の見直しができないか。	規則第23条		
89	避雷装置	現在避雷装置については、平成21年2月4日に開催された「総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会特別検討小委員会」の議題「避雷設備の取扱いについて」の【議事要旨の中の「避雷装置について」JISA4201-2003「建築物等の雷保護」の基準が告示に追加されるまでの間、同JISを遵守した避雷装置については、特別承認申請があれば認めることは差し支えないことが確認された。】のみと思われ、告示に示されていません。	規則第30条		
90	土堤	土堤のり面の角度45度と高さ基準の緩和。火薬庫の老朽化に伴い、土堤の基準を保てなくなっている。また、土堤の設置に関して、火薬庫本体が見えないよう土堤で囲む必要があるのか。	規則第31条		
91	消費の技術基準	現在の発破孔のさく孔は手堀りではなく、機械堀りが主流で、7mとか10mの長孔で発破を実施しています。不発火薬類を回収するためのさく孔は、曲がって掘れてしまう事も考えられますが、その場合にはビツくり当て事故になる可能性も高まります。その危険を考えると、さく孔間隔の基準は手彫りかそれ以外ではなく、消費現場で採用している標準的な孔間隔に見直すべきと考えます。	規則第55条の2		
92	取扱保安責任者の選任基準	規則第2項の表によれば、1カ月に25kg未満の消費者は、保安責任者の選任が不要となっていますが、現在のテロの対策等をおえる時、火薬類の管理はより確実なものにしなければならないのではないかと考えます。たとえ少量消費であっても、保安責任者の選任を義務づけるべきであると考えます。	規則第69条		

93	試験科目	最近では消費が大規模化しており、現在では甲種・乙種を使い分けて選任する消費現場や貯蔵所があまり見られなくなってきました。甲種・乙種の区別を無くし、保安責任者の口試験は甲種取扱責任者のみでよいのではないかと。	規則第74条		
94	指定試験機関	民間の機関が指定されるよう規制改正すべきだと思います。	規則第81条の2		
95	警鳴装置	見張り人を常時配置(警備員による24時間常駐警備)すれば警鳴装置を設置しなくても問題ないと認識しておりました。が、行政から法律文の読み方として、AただしB、といった条文があった場合はAとBは同格同列ではなく、Aが主でBが従(A>B)であり、あくまでも警鳴装置設置作動が基本であり、止むを得ず見張り人の常時配置の場合は、警鳴装置が設置作動できない理由書を文書で提出せよ、との指導を受けたが、今回の例では、最もプリミティブな人間による警備が問題になったわけですが、逆に機械・遠隔警備も日進月歩。火薬庫の設置環境は千差万別。それぞれの保安上ベストミックスを実現できるような条文にしていきたいものです。	規則第24条第1項第16号		
96	警鳴装置	現行の火薬庫警報装置は機材システムが陳腐化し、修理さえもできなくなっている。それに対し昨今の機械警備システムは大きく進歩し、火薬庫警報装置として、使用できるものもあるのではないかとと思われる。現在の最新警備システムを火薬庫警備に使えないか検討をお願いしたい。	規則第24条第1項第16号		
97	消費の技術基準	火薬類消費場所には取扱所・火工所の設置が必要であるが、都市型の構造物解体発破等において、その要件が足枷になっている場合がある。上記現場での火薬類の管理設備等の検討をお願いしたい。	規則第50条		
98	保安検査	保安検査証の様式に交付年月日を記載する欄を設けて欲しい。様式第19について、次年度の保安検査申請書に前回の保安検査の交付年月日を記載する欄があるので、保安検査証に交付年月日の記載があれば助かる。	規則第44条の2		
99	販売業の許可	販売営業許可について、現在取扱品目の追加の場合、販売営業許可は新規申請となる。特に問題は火工品の範疇に入る新しい品目の火工品が追加されるたびに新規申請では問題である。	法第5条		
100	安定度試験	硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬の実施区分の見直し。実施区分の製造後1年と2年を統一して頂きたい。	規則第58条第1項		
101	安定度試験	輸入業者が輸入直後に実施する遊離酸試験等について、輸出国(信頼がおける国、米国、英国等)の証明があれば、2項の適用を除外する。	規則第58条第2項		
102	安定度試験	告示で定められている試験紙は入手困難である。告示で定められている試験紙をJIS規格品で対応する。	規則第63条		
103	警鳴装置	火薬庫の自動警報装置の点検は毎日1回以上行うことになっているが、長期休暇中など、火薬の存置の無い期間の点検は不要で、保管(貯蔵)の再開前に点検を行えば良いと思われる。	規則第21条第1項第14号		
104	保安距離	トンネル内等地下に設置する2級火薬庫の保安距離の緩和について、1級火薬庫については、緩和規定があるが、2級火薬庫に関する緩和規程がない。	規則第23条第5項		
105	保安距離	保安距離の見直しや、火工所・取扱所の保安距離などを見直していきたい。	規則第23条第6項		
106	譲渡・譲受	1年以上継続して火薬類を消費する現場にて、譲受・消費許可書を切り替える際に発生する譲受許可の手続きの軽減、若しくは1年を超えた許可を可能にしていきたい。許可は1年毎に取得する必要があるため、手続中は当該の火薬類を使用できず、別途の火薬類を搬入することになり、保管量が一時的に増え、リスクが増大する	法第17条第6項		

107	消費の技術基準	親ダイの背負い袋、背負い箱での運搬方法の規定軽減。衝撃等に対して安全な措置をとれば、背負い袋、背負い箱に規定しなくてもよいと思われる	規則第51条第1項第3号		
108	消費の技術基準	“衝撃等に対して、安全な措置を講ずること”について、必要な性能規定等を示していただきたい。火工所から消費場所への親ダイ運搬は、車両が一般的に使用されている。この際、必要な衝撃等の防止措置を講ずるため	規則第51条第1項第3号		
109	定義	火工品の内、電気雷管の項目の中に『ICを利用して・・・』を別途のものとしていただきたい。電動ファン付マスク等のバッテリーが法26条・規則51・4の『乾電池その他』に該当するため、その都度取り外し再び装着することや光るタッチジョッキを着ることが出来ないので変更して頂きたい。	法第2条第3項		
110	消費の技術基準	“乾電池その他電路の裸出している電気器具を携行せず”について、性能規定等を示していただきたい。坑内作業のIT化により、携帯電話、パソコン(タブレット型)、電車(ソーラー型を含む)、ICタグ等が普及し始めている。一方、乾電池を使用しているために、現法では機器の使用に制限を受けるため	規則第51条第1項第4号		
111	火薬類取扱所	火薬類取扱所は、「一の消費場所について一箇所とする」とありますが、例えばトンネル両坑口から掘削する工事の場合、それぞれに取扱所を設ける必要があります。至近距離で消費する場合には、一か所の取扱所での対応を可能にいただきたい。至近場所での消費を行う場合には、同一の取扱所での対応が可能と考えられる。また、用地の確保ができない場合や、人員不足対策にもなる	規則第52条第2項		
112	火薬類取扱所	火工所、取扱所等の見張りは、常時配置(直接目視)ではなく、モニター等での遠隔警備を認めていただきたい。近年の映像管理技術(監視カメラ)の発達により、事務所等でのモニターによる遠隔監視が可能となり、人員不足対策にもなる	規則第52条第3項第2号		
113	火薬類取扱所	火工所、取扱所の暖房設備について、温水・蒸気・熱気方式以外でも、火を使用しない別途設備も可としていただきたい	規則第52条第3項第5号		
114	取扱保安責任者の選任基準	取扱保安責任者の選任において、火薬庫:爆薬20t以上/年、消費者:1t以上/月の場合、甲種が必要であるが、数量の緩和若しくは乙種でも可能となる等見直していただきたい。	規則第69条		
115	取扱保安責任者の選任基準	同一現場で消費場所が複数ある場合、貯蔵・消費の保安責任者は各々必要であり、兼務は認められていませんが、兼務が可能となるよう見直していただきたい	規則第69条		
116	火工所	トンネル工事現場における火工所の構造について、銅製移動式火工所の設置義務付け。(組立テント式は不可)。盗難等の防犯上の観点からも鋼製組立式であるべきと考える。	規則第52条の2		
117	取扱保安責任者の選任基準	取扱副保安責任者(消費者)の選任人数の見直し。火工所一につき一人(以上)の取扱副保安責任者を選任しなければならないが、昨今の人員不足により有資格者の確保が非常に困難であることから、副保安責任者の選任条件・人数を見直していただきたい。	規則第69条第3項		
118	大臣試験、知事試験	保安責任者試験試験回数の見直し。保安責任者試験は年一回の開催であるが、都心から離れた地方での仕事が多く、仕事の都合で試験を断念するケースもあるため、年間の試験回数を増やしていただきたい。	規則第72条		

119	心身障害	心身の障害による火薬類の取扱者の制限(障害者に係る欠格条項)に関して、医師の診断書及び面接等により確認とありますが、下記のように見直していただきたい。 ・医師の診断書のみとするあるいは保安責任者の面接、確認で代用 ・資格取得時にも欠格条項を適用する。(その後資格所有者が欠格事項に該当した場合は、意思の診断書等による判断とする。) 抽象的な規制内容であり、医師の診断結果による判断も、具体的にでなく不明瞭です。また、診断書に加えて面接等も必要となり、複数項目での確認は過剰ではないかと考えられるため	施行令第5条		
120	がん具煙火	経済産業大臣が告示で定める模型ロケットに用いられる噴射推進器であって、火薬20グラム以下のもの、をがん具煙火として認められているが、これを国際規格の性能規定であるNs(ニュートン・秒)に改めていただき、国際的に無許可使用のToy Propellantとして学校で使用されているG型推進器(火薬量63.1グラム)までをがん具煙火として認めてもらいたい。	規則第1条の5第1項第7号		
121	がん具煙火	平成7年通産省告示578号第1条について、模型ロケットに装んでできる火薬の総量は20グラムを越えないこと、を模型ロケットに装填できる火薬の総量は全力積320Nsを越えないこと。に変更願いたい。	規則第1条の5第1項第7号		
122	がん具煙火	平成7年通産省告示578号第2条第1号について、噴射推進器の推進薬として用いられる火薬は、黒色火薬であること、を噴射推進器の推進薬として用いられる火薬は、黒色火薬、過塩素酸塩を主とする火薬であること、に変更願いたい。	規則第1条の5第1項第7号		
123	がん具煙火	平成7年通産省告示578号第2条第2号について、噴射推進器は、紙製の推進薬筒であること、を、噴射推進器は、紙製、プラスチック製、アルミ製の推進薬筒であること、に変更願いたい。	規則第1条の5第1項第7号		
124	軽微な変更	火薬庫内の警戒設備の取替え工事の追加をして欲しい。現行の軽微変更に該当する通気孔、換気孔の金網及び鉄棒の火薬庫内の設備にあたり、警戒細線等の工事も同等程度と思われるため。	規則第14条		
125	火薬類取扱所	ただし書きの火薬類取扱所を設置しなくても良い数量を緩和して欲しい。工事の大型化により、大型の深礎工事が発注されている。この場合、1日25kgでは間に合わない。50kg位に緩和して欲しい。ただし移動式の建物の火工所を設置する場合に限定すれば良いのではないか。	規則第52条		
126	火薬類取扱所	暖房設備だけではなく、冷房設備も追加して欲しい。熱中症など現場作業の改善のため。	規則第52条		
127	消費の技術基準	発破孔への込物の使用義務の緩和において、特定硝酸アンモニウム系爆薬と共に、日本工業規格K4827(2004)に規定する含水爆薬を用いる場合も緩和して欲しい。	規則第53条第1項第9号		
128	消費の技術基準	現在の規制では、導火管付雷管の起爆に電気雷管を使用する場合等は15分以上経過しないと切羽に近づけないが、電気雷管と同様に5分にして欲しい。その他の15分は元来導火線発破から来た時間だと聞いているし、導火管付雷管による発破は、起爆後、瞬時にチューブ、内に塗布された爆薬で火が走るし、雷管においても通常の電気雷管と何ら構造上変わらない。	規則第55条第1項第3号		
129	火薬庫外貯蔵	火薬庫外に貯蔵できる火薬類として区分(8)の者が貯蔵できる品目に鉄道車両用、車両用、…火工品も加えて欲しい。信号焰管及び信号火せんと同等、もしくは1/2の量を認めてもらえないか。	規則第15条第1項		
130	運搬車	ガソリンエンジン車も性能が向上して、排気管から火炎を噴出したり、エンジンから火花が出ることはないため、ガソリンエンジン車も使用可能ではないか。	規則第4条第1項第27号		

131	運搬車	昭和49年通告第58号第12条において、電気配線(キャブタイヤケーブル)を使用することが要求されているが、このような改造は費用面や構造的に無理である。燃料は2号軽油が指定されているが、寒冷時は2号軽油は不適切であることから、2号に限定する必要はないのではないか。	規則第4条第1項第27号		
132	路面	人力で運搬する場合を除き、動力車両で運搬する場合は、運搬路のこう配についての五十分の一以下の規制をもう少し緩和しても問題ないのではないか。	規則第4条第1項第28号		
133	無許可消費	学校・研究所等での、火薬類の無許可製造及び無許可消費の数量を決めている。火薬類の製造を行う一般企業の研究施設でも学校・研究所と同じく研究開発を行っており、その内容に実質的な差は無いと考える。学校・研究所以外の火薬類の製造を行う企業の研究施設も、無許可対象に含めてもよいのではないか。	規則第49条		
134	消費の技術基準	ただし書きについて、回路の点検電流を1mA以下に規制する導通試験機であれば、電源を光電池に限定する必要は無いのではないか。	規則第54条第1項第9号		
135	軽微な変更	設備・機器類が故障した場合、その設備・機器類が古いと修理用部品が入手できず修理不可で同設備も入手できないため、同一仕様の類似品に取替えとなる。しかし、軽微な変更に変更しない設備の場合、同一構造・性能であっても変更申請が必要となり、迅速な対応を図ることができない。	規則第8条		
136	危険工室	規則第4条第1項第4号の表で規定されている区分(イ)(四)に属する火薬類のうち硝安油剤爆薬、含水爆薬は火薬類の成分を含まない種類のもので、区分(イ)(四)に属する中でも極めて起爆感度は低いことが知られている。保安距離の考え方が万一の爆発が与える影響と爆発の中心からの距離に加えて火薬類の種類と状態から、区分されているのなら、硝安油剤爆薬、含水爆薬は製品形態も紙包装であり、拘束力も弱いいため、万一の爆発でもデトネーションすることは少なく、燃焼することが多いと考えられる。このような理由から、保安距離の見直しも行ってよいのではないか。	規則第4条第1項第4号		
137	運搬車	現在蓄電池車、ディーゼル車に使用されているコネクタは溶接接続されているものは現存しない。しかしながら十分耐震性のあるものである。また、バッテリーは、バッテリー自身(絶縁ケース含)が十分な絶縁性を有している。一般的に入手可能なものを使用できるように改正してはどうか。	規則第4条第1項第27号		
138	運搬車	現在のディーゼル車については電気装置からの火花飛散しない構造となっている。一般的に入手可能なディーゼル車を使用できるように改正してはどうか。	規則第4条第1項第27号		
139	運搬車	昭和49通告第58号第12条第1項第5号について、現在蓄電池車、ディーゼル車に使用されている電気配線の全てをキャブタイヤケーブルで接続されているものは現存しない。しかしながらキャブタイヤケーブル相当の配線及び保護管により収納されているため、十分な絶縁性を有している。一般的に入手可能なものを使用できるよう改正してはどうか。	規則第4条第1項第27号		
140	運搬車	昭和49通告第58号第12条第2項第3号について、現在のディーゼル車については、排気ガス中に含まれる有害物質を除去する装置が取り付けられており、排気ガス冷却装置を取り付けることが構造上困難である。一般に入手可能なものを使用できるように改正してはどうか。	規則第4条第1項第27号		
141	静電気	身体帯電した静電気を工室の入り口で静電気を除去する装置に触れ除電されるが、工室内に入り、身体を動かすことにより再び身体に帯電する。入り口で除電した効果が失われる。現在では導電性の床材の他、導電性の床塗料もあること、静電靴も一般に広く市販され、JIS化もされているのでこれらを併用し、床や靴の定期的点検を行うことにより、常に身体に帯電した静電気を除去できる技術も用いることを加えてはどうか。	規則第4条第1項第22号の6		

142	無許可製造	宇宙用火工品や防衛用火工品について、基礎的な研究開発段階でも爆薬(爆薬検算)200グラムは少ない場合や既許可の製造とほとんど変わらず安全性が確認されている場合もある。煙火等では400グラム以下と相違する。上限については保安や災害の大きさについての検討を加えて、災害の影響を最小限にしなければならないが、少なくとも煙火同様、爆薬400グラム以下にする検討を行ってもよいのではないかと。また製造許可400グラム以上で新たに上限を検討してはどうか。	規則第3条第1項第1号		
143	軽微な変更	既許可の製造設備や製造方法と同一でも工室内の設備の位置を変える場合でも完成検査を受ける。同一設備であるので製造施設の機能や性能は変わらず、避難通路などの保安措置が講じられ、保安上支障がない場合、申請許可の簡素化を図ることができるのではないかと。今後の検討課題として作業配置だけを変更する場合も軽微な変更の工事の一つに加えることを検討してはどうか。	規則第8条第1項		
144	危険工室	製造所外への保安距離、製造所内への保安間隔について 国内の製造所周辺環境の変化も有り、製造所を新設する場合に保安距離と保安間隔を確保すると敷地内で建物が設置できないこともある。少量の火薬類しか取り扱わない施設については、10kg以下まで保安距離と保安間隔を軽減した基準の設定をしてはどうか。	規則第4条第1項第4号		
145	危険工室	昭和49通告第58号第9条、規則4条1項の表にある「その他火工品」を追加して放爆式ないし準放爆式でなくかつ、現在の条項にない「その他火工品」で接続できる条件を明確化する。	規則第4条第1項第4号の2		
146	危険工室	4項は同告示の9条3項から呼ばれ、隔壁に対する基準が記載されているが、煙火等以外の火薬類の危険工室等では取り扱う火工品の火薬量の下限が600kg以下となっており、ごく少量(1kgとか)の火薬量しか用いない製造工室に対して過剰な要件となっている。	規則第4条第1項第4号の2		
147	存置	火薬類一時置場に存置できる6ヶ月の存置期間について、本仕様は、当該無煙火薬自体の製造工程中を対象とした規則であり、製品として完成された無煙火薬を他の火工品等の原料(原料無煙火薬)として使用する場合には、過剰規則と考えられる。なお、規則第4条では、同条内の無煙火薬を存置する一時置場の技術基準において、第1項9の3号に「火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く」の例外記述がされている。	規則第5条第1項第26号		
148	警鳴装置	盗難防止設備基準の自動警報装置の回路電流は10mA以下であることや直流電流を使用することが記載されているため、故障や改修で新たなシステムを導入できない。また、警戒細線は編み目状に張り巡らすため、故障した場合どこが切れているのか故障箇所を特定するのが難しい。	規則第16条第1項第3号 規則第24条第1項第16号		
149	暴爆壁	防爆壁の基準として、補強コンクリートブロック造の場合にあっては20センチ以上と定められている(昭和35年告示第76号)が、市販のJISのブロックは19センチであり、基準を守れない。19センチのブロックを塗装して厚みを持たせたりしているところもある。22センチのものは特別注文しないといけないため割高である。 また、高さは軒までの高さ(爆発の危険のある日乾場に設ける場合は2.5m)以上と決まっているが、建築基準法では2.2mまでとなっているため、整合して欲しい。	規則第31条の3		
150	原動機	危険工室内には原動機を据え付けないこととなっているが、エアモーターの設置を認めて欲しい。	規則第4条1項14号		
151	日乾場	日乾場には必要に応じて日乾作業終了後火薬類を放冷するための設備を設けることとあるが、煙火製造において煙火玉のみを乾燥させる場合には必要ないのではないかと。	規則第4条1項24の4		
152	運搬車	運搬車としてガソリン車を認めて欲しい。ディーゼル車の改造は難しい。中古ではなかなか入手困難である。	規則第4条1項27		

153	こう配	運搬通路のこう配は1/50以下となっているが、緩和できないか。やむを得ない場合、認められているが、その解釈で県の担当と食い違う。煙火の場合は緩和できないか。	規則第4条1項28		
154	廃棄焼却場	爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場は、危険区域内に設けるとあるが、かえって危険なのではないか。また、少量の火薬であっても危険区域内で行わなければならないのは、合理的ではない。危険区域内ではないところにエリアを設けて作業できるようにしてはどうか。例えば飛び地のような場所ではないか。	規則第4条1項25		
155	無許可消費	煙火玉の号数は玉の大きさではなく筒の大きさである。そのため、規則に記載されているような14センチ玉は存在しない。15センチに代えてもらえるとうりありがたい。5号玉(15センチ以下)の消費は結構ある(例えば運動会とか自治体の合図に利用されている)。無許可消費の枠が広がるので非常にありがたい。	規則第49条第1項4		
156	発電所の定義	ソーラー発電施設が建設され、火薬庫の保安距離が保てなくなる事案が生じている。ソーラー発電施設は第3種保安物件の発電所に該当するのかが疑問。	規則第1条第1項13		
157	暖房設備	危険工室の暖房装置にエアコンなどを認めて欲しい。	規則第4条第1項16		
158	無許可消費	現行では、無許可消費が6センチ以下50個、6センチから10センチ以下15個となっているが、2つの範囲の間の無許可消費区分を作って欲しい。7.5センチ玉の消費が結構多い。	規則第49条第1項4		
159	煙火火薬庫の貯蔵	火薬庫の設備で貯蔵量2トンを超える場合は土堤又は簡易土堤の設置を、2トン以下の場合は簡易土堤又は防暴爆壁を設けるようになっているが、煙火火薬庫の場合は5トンを基準としてもらえないか。	規則第28条第1項4		
160	貯蔵の仕方	貯蔵の仕方として平積みで高さ1.8メートル以下と記載されているが、スチール棚(表面コーティングし、ねじ止めの金属を被覆したもの)を入れて効率的に貯蔵ができないか。	規則第21条第1項8		
161	火薬庫	火薬庫に照明設備を設けることが認められているので、警鳴装置も10mAの制限を緩和しても良いのではないか。また、火薬庫には換気孔を作ることにしているが、換気扇を動かす動力が入れられないため、換気扇を取り付けられない。	規則第24条第1項8、9		
162	工室	適用除外火工品については火取法上「非火薬」扱いのため、通常、火薬庫ではない別の場所に保管している。火工品を先にアセンブリしてから適用除外火工品を組みつける等、貯蔵、加工の方法、順番に制約が生じる。トレーサビリティの関係からも、適用除外火工品を危険区域外から危険区域内に持ち込む際に帳簿管理が必要となり、効率的でない。なお、第5条第14号における工室での目的外作業の禁止から、適用除外火工品を単品で工室内作業を行うことができず、非危険工室と危険工室の接続ができるようにして欲しい。接続でなく同じ工室で作業が行えるのであればなお良い。適用除外火工品に万一のことがあったとしても、爆発の影響は工室の限定的な場所にとどまる程と考える。	規則第4条第8号		
163	放爆式構造、停滞量	当社での作業は告示第58号第14条の表では(29)「仕上工程」に当たる。ここでは火薬の量600kgで整理されている。また、同告示第5条(放爆式構造の構造基準)では、発火の危険のある工室について600kgを境に基準が定められており、600kg以下の工室については厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート造りが求められる。当社で取扱う薬量からはそこまでの構造基準は必要なく、600kg以下での区分を設けて欲しい。	告示第58号第5条、14条		
164	備え付けの機械は粉末の付着を防ぐ構造	危険工室内に据付け又は備え付けの機械、器具又は容器は基準が定められているが、使用する機械類は振動等の試験装置であるため、溶剤も使わず可燃性蒸気もない。扱う火工品は火薬が組み込まれているが、容易に取り出すことはできない構造となっているため、規制を緩和して欲しい。	規則第4条第15号		
165	暖房装置	一般的に市販されている空調装置を使用させて欲しい。	規則第4条第16号		
166	軽微な変更工事	工室は完成検査の合格した構造を維持しなければならないが、最近では、小さい建築物でも震度7への耐震構造を求められる。既設建築物に耐震性能を持たせるべく改修を行う場合、壁や床に穴を空ける等の必要が生じる場合があるが、その際にも変更の許可が必要となる。軽微な変更の許可の対象を拡大して欲しい。	規則第4条第22号		

167	運搬車	火薬の運搬に関しては、当社は手押し車が主だが、一般に使用されているフォークリフトも取扱い可能として欲しい。	規則第4条第27号		
168	運搬通路のこう配	該こう配の基準はニトログリセリンを使用したダイナマイト等を想定したもの。ANFOや当社の火工品に対しては過剰規制と思われる。	規則第4条第28号		
169	無許可製造数量	規則第3条の無許可製造が、用途、薬量制限となっているが、航空・宇宙用の火工品についても、検討して欲しい。	規則第3条		
170	製造保安責任者の兼務	製造保安責任者、代理者がそれぞれ一人ずつ従事しているが、代理者が両製造所を兼務できるようにして欲しい。	規則第69条		
171	保安距離	保安物件との距離については、停滞薬量の最小が30kgとか50kgとなっているが、更に少ない量についても細分化して定めて欲しい。	規則第4条第1項第4号		
172	製造行為	ヘリコプター用エンジン消火器は、スクイブ(火工品)が使用されており、このスクイブの中身を分解することは製造行為に該当すると思うが、スクイブ自体には何も作業を行わないにもかかわらず、スクイブを装備した消火器をヘリコプターに取り付ける行為も製造行為に該当するため、このような比較的安全な行為を規制の対象から外して欲しい。			
173	適用除外	適用除外の仕方は、薬量については各社で違うので航空機用、ヘリコプター用といった使用環境で除外してはどうか。			
174	暴爆規則	出荷する段階での火薬類の包装作業等比較的安全なものについては、例えば防爆規制等はもう少し緩くしてもよいのではないか。防爆型のコンセントなどは意外に高価で、投資できない。			
175	温湿度調整装置	ラジエーター方式の床暖房では従業員の足下が寒いので、民間用の高性能な暖房が開発されている現状に沿って、もう少し規制を緩和していただきたい。また、湿度によって燃速が変化してしまうので危険工室内に湿度調整装置を設置できるようにしていただきたい。特に冬場は、床を雑巾などで湿らせたりしているが、乾燥がひどくなかなか湿度が上がらない。	規則第4条第1項14		
176	運搬車	昭和49年告示第58号第12条(蓄電池及びディーゼル車の基準)の中に「電気配線は、キャブタイヤケーブルを使用し…」と記載されているが、ディーゼルエンジンのケーブルなど電気配線が基準に適合しているかどうか分からない。車の発達によってケーブルも変わってきている。また、今後は構内車として、ディーゼル車以外にハイブリッド車の導入もできるようにして頂きたい。	告示第58号第12条		
177	火工品	ヘリコプターやボートに緊急用のケーブルカッターや消火器、信号灯などが備え付けられているが、これらを海外から輸入しようとする、火薬量が多かったり、信号灯などは国内の仕様と異なっていたりと、国内へは持ち込めないため、輸入業者から相談を受け、当社で廃棄することがある。海外の製品を取り外して国内品に交換して対応している状況である。			
178	安定度試験	安定度試験にはリトマス紙が必要になるが、メーカーは需要がないためこれを生産したがない状況がある。現状では、火薬メーカーが集まって2年分を一度に発注している。これではコストも高くなってしまふ。要は安定性が確保されれば良いので、海外での規制調査等から合理的な試験方法を検討していただきたい。	規則第58条		

179	防護壁	現在、垂直土堤の検討が行われているが、現状では土堤の裾野に土地が多く必要なため経済的な問題がある。爆発するものに対してはやむを得ないが、発火するだけのものに対しては防護壁で良いとしていただきたい。特に民需用の紙筒の信号炎管については緩和して欲しい。			
180	製造変更	混合すると火薬となる材料を、国内外のメーカーは採算がとれないため、生産中止にしてしまうケースが増えている。そのため、粒度分布の異なる材料や代替物質から火薬を製造することになり、製造変更の許可をとる必要が生じる。			
181	製造工室	1種類の製品の製造に対し、1工室で1つの作業しか行っていないという規制について、製造工程の最終的な段階で比較的安全な組み立て作業や包装作業については、部屋を仕切るなどの工夫により2つ以上の作業を行ってもよいのではないかと。一方で、薬の圧填や、1工室内で2種類以上の製品を取り扱う等は、取り間違えが起きる可能性があるため、この点は検討する必要がある。			
182	微量な火薬製品	緊急保安的なもので微量な火薬しか使用されていない製品（主として非火薬の材料が燃焼するもの）は、火薬類取締法の規制対象外にしていただきたい。その際、燃速や密閉度も考慮してほしい。また、車内や家庭において一定の箱に入れておけば規制対象外となるようなユーザーに使いやすい保管規制も検討していただきたい。			